二　令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第九項の承認を受けようとする事業者　次に掲げる事項
イ　申請者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）
ロ　一般型輸出物品販売場、手続委託型輸出物品販売場又は自動販売機型輸出物品販売場に係る法第八条第六項の許可を受けた年月日
ハ　その他参考となるべき事項
第十条の八第三項中「第十八条の五第二項第一号」を「第十八条の五第二項第一号イ」に、「要件」を「要件の全て（自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、第一号に掲げる要件）」に改め、同条第四項第二号中「法第八条第九項」を「令第十八条の五第二項第一号又は第二号に係る法第八条第九項」に改める。
第十条の九第一項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。
一　一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者　次に掲げる事項
イ　届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）
ロ　当該臨時販売場の名称及び所在地
ハ　令第十八条の五第二項第一号に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日
ニ　手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、その旨及び当該臨時販売場に係る第十条第一項第二号ハからヘまでに掲げる事項
ホ　その他参考となるべき事項
二　自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者　次に掲げる事項
イ　届出者の氏名等及び納税地（法人番号を有する者にあつては、氏名等、納税地及び法人番号）
ロ　当該臨時販売場に設置する指定自動販売機を識別するための情報及び当該臨時販売場の所在地
ハ　令第十八条の五第二項第二号に係る法第八条第九項の承認を受けた年月日
ニ　その他参考となるべき事項
第十条の九第二項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。
一　前項第一号に掲げる事業者　次に掲げる書類
イ　当該臨時販売場の付近見取図
ロ　前項第一号ロに掲げる所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類
ハ　手続委託型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場を設置しようとする事業者にあつては、当該臨時販売場に係る第十条第二項第二号イからヘまでに掲げる書類
ニ　その他参考となるべき書類
二　前項第二号に掲げる事業者　次に掲げる書類
イ　当該臨時販売場の付近見取図
ロ　前項第二号ロに掲げる所在地に当該臨時販売場を設置することを証する書類
ハ　その他参考となるべき書類
第十条の九第三項第三号中「名称」の下に「（当該臨時販売場が自動販売機型輸出物品販売場とみなされる臨時販売場である場合にあつては、当該臨時販売場に設置している指定自動販売機を識別するための情報）」を加える。
第十二条の見出し中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改める。
第十五条の四第一項中「第三十条第十項」を「第三十条第十一項」に改め、同条第二項中「第三十条第十項に」を「第三十条第十一項に」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改め、同項ただし書中「場合」の下に「及び金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場（同条第二十四項第三号の三に規定する商品に係る同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引が行われるものに限る。）における取引により行われる場合」を加え、「第三十条第十項」を「第三十条第十一項」に改め、同条第三項中「いずれかの措置」を「措置のいずれか」に改める。
第二十条第一号中「含む。以下この号、次条、第二十二条及び第二十三条の三」を「含む。以下第二十二条まで、第二十三条の二及び第二十三条の五」に、「この章」を「この号、第二十四条第一号及び第二十五条」に、「住所等。以下この号、次条、第二十二条及び第二十三条の三」を「住所等。以下この号、次条及び第二十二条」に改める。
第二十二条第三項第四号中「法第二条第一項第十五号に規定する」及び「同項第十六号に規定する」を削る。
第二十三条の三第一項第一号中「、納税地」の下に「（納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号及び第三項第一号において同じ。）」を加え、同条を第二十三条の五とし、第二十三条の二を第二十三条の四とし、第二十三条の次に次の二条を加える。
（法人の消費税申告書の提出期限を延長する旨の届出書等の記載事項）
第二十三条の二　法第四十五条の二第一項又は第二項に規定する延長届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）
二　届出者が法人税法第二条第十二号の六の七（定義）に規定する連結親法人又は同条第十二号の七に規定する連結子法人である場合にあつては、その旨
三　事業年度又は連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。次項第二号において同じ。）の開始及び終了の日
四　法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする最初の課税期間の初日及び末日の年月日
五　その他参考となるべき事項
2　法第四十五条の二第三項に規定する同条第一項又は第二項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）
二　事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日
三　法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日及び末日の年月日
四　法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日及び末日の年月日
五　その他参考となるべき事項
3　法第四十五条の二第三項に規定する事業を廃止した旨の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　届出者の名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び納税地）
二　事業を廃止した年月日
三　その他参考となるべき事項
（申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例）
第二十三条の三　法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第三項、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四、第十条の六第一項、第十六条、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項中「経過した日」